

◎佐賀県条例第28号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後				
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）				
施設使用料				施設使用料				
区分	使用単位	使用料（円）	使用料（円）		区分	使用単位	使用料（円）	
			冷暖房しない場合	冷暖房する場合			冷暖房しない場合	冷暖房する場合
博物館	1号展示室	<u>1日</u>	略		1号展示室	<u>9時30分から 18時まで</u>	略	
							<u>4,620</u>	<u>10,200</u>
	2号展示室	<u>1日</u>	略		2号展示室	<u>9時30分から 18時まで</u>	略	
							<u>12,710</u>	<u>22,910</u>
3号展示室	<u>1日</u>	略		3号展示室	<u>9時30分から 18時まで</u>	略		
						<u>16,170</u>	<u>29,450</u>	
大展示室	<u>1日</u>	略		大展示室	<u>9時30分から</u>	略		

改正前				改正後			
美術館	中展示室	1日	略		18時まで		
					9時30分から 22時まで	17,900	43,120
	茶室	1日	略		9時30分から 18時まで	略	
					9時30分から 22時まで	2,700	5,780
	2号展示室	1日	略		9時30分から 18時まで	略	
					9時30分から 22時まで	7,700	13,480
3号展示室	1日	略		9時30分から 18時まで	略		
				9時30分から 22時まで	7,890	13,090	
4号展示室	1日	略		9時30分から 18時まで	略		
				9時30分から 22時まで	10,200	18,100	
画廊	1日	略		9時30分から 18時まで	略		

改正前				改正後			
					<u>9時30分から</u>	<u>3,080</u>	<u>5,010</u>
	略				<u>22時まで</u>		
略				略			
(注)				(注)			
<u>1</u> 1日とは、9時30分から18時までをいう。				<u>1</u> ~ <u>4</u> 略			
<u>2</u> ~ <u>5</u> 略							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。